

今後の化学物質管理政策に関する合同検討会について
(共同検討会設置)

平成24年4月
厚労省化学物質対策課
化学物質安全対策室
経産省化学物質管理課
環境省環境安全課

1. 化学物質管理政策における課題

現在、一般の工業化学物質の製造・輸入については、労安法、化審法に基づく規制が行われ、法律毎に別々に化学物質の届出審査が行われている。

また、特定の有害物質を含む製品については、必要に応じて労安法、化審法による製造等の規制が行われる他、消費者用の製品については有害家庭用品規制法による販売規制が行われている。

一方、近年、労働者保護や消費者の身の回りの化学物質への不安などの安全・安心ニーズの高まりから、多種多様な化学物質の有害性情報の体系的な収集・評価や迅速な情報提供の充実を求める声が高まり、各省庁の連携による具体的な対応が求められている¹。

こうした課題に対応するためには、化学物質のリスク管理の共通の情報基盤となる有害性情報の収集の一層の効率化について検討を行い、労働者、消費者、環境への影響に関する安全評価を適切に進めていくことが必要である。

さらに、収集・評価を行った有害性情報を分類し、サプライチェーンの労働者や最終消費者まで適切に伝達・提供するため、労働者保護、消費者保護、環境保護の観点を含めた統一的なGHS表示や成型品を含めた情報提供の進め方等を検討する必要がある。

¹ 米国（TSCA）、欧州（REACH）は労働者、消費者、環境への影響に関する安全評価を統合して実施しており、一元的な評価体制を構築。ただし、規制措置は分野ごとに実施する例が多い（例：米国では労働分野（労働安全衛生局（OSHA））、環境分野（環境保護庁（EPA））等で役割分担）。

2. 具体的な検討内容

本年夏～秋頃までの当面の検討課題として、海外（欧米）と日本の現状との比較分析を行いつつ、以下の内容について検討を行う。

- ① グローバル化等に対応した労働者保護、消費者保護、環境保全に関する体系的な危険有害性情報の収集・評価等の進め方（労働者保護のための既存化学物質の危険有害性情報の収集・評価に関する官と民の役割分担のあり方を含む）
- ② サプライチェーンにおける労働者保護、消費者保護、環境保全の観点を含めた統一的な危険有害性情報の伝達・提供等の進め方（消費者向けGHS対応のあり方、成型品への対応を含む。一家庭用品品質表示法（消費者庁所管）との関係の整理も必要）
- ③ 上記の方策の実現に向けて克服すべき課題（専門人材の育成等を含む）

3. 検討体制等

厚労省化学物質対策課及び化学物質安全対策室、経産省化学物質管理課並びに環境省環境安全課の協力のもと共同で上記内容の検討会を設置する。

4. スケジュール

4月： 検討会設置

夏～秋頃： 中間報告

- 直ちに対応すべき事項と、中長期的に検討すべき事項を整理
- 直ちに対応すべき事項については、すぐに実現可能な対応策を取りまとめ、直ちに実施

秋以降： 中長期的に検討すべき事項について、引き続き検討（検討体制については、内容に応じて適宜検討）

5. 検討会メンバー

学識経験者、消費者、労働団体、産業界等から選定